

議案第 95 号

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 27 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和44年桐生市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

桐生球場附属球場 新里総合グラウンド 新里補助グラウンド 新里赤城運動広場 新里西グラウンド 黒保根運動公園	桐生市相生町三丁目300番地 桐生市新里町新川3069番地 桐生市新里町新川3033番地の1 桐生市新里町赤城山712番地の1 桐生市新里町山上829番地の1 桐生市黒保根町水沼地内	野球、ソフトボール等
桐生市民プール	桐生市相生町三丁目300番地	水泳
陸上競技場	桐生市元宿町17番33号	陸上競技

」

を

「

桐生球場附属球場 新里総合グラウンド 新里補助グラウンド 新里赤城運動広場 新里西グラウンド 黒保根運動公園グラウンド	桐生市相生町三丁目300番地 桐生市新里町新川3069番地 桐生市新里町新川3033番地の1 桐生市新里町赤城山712番地の1 桐生市新里町山上829番地の1 桐生市黒保根町水沼地内	野球、ソフトボール等
桐生市民プール	桐生市相生町三丁目300番地	水泳
陸上競技場	桐生市元宿町17番33号	陸上競技、サッカー、ラグビー等

」

に、

「

ユューユー広場 新里サッカー場	桐生市相生町三丁目444番地 桐生市新里町新川2981番地の1	サッカー、ラグビー等
新里剣道場	桐生市新里町山上1107番地の3	剣道

」

を

「

ユーユー広場 新里サッカー場	桐生市相生町三丁目 444 番地 桐生市新里町新川 2981 番地の 1	サッカー、ラグビー 等
新里グラウンドゴルフ場	桐生市新里町新川 3041 番地の 1	グラウンドゴルフ
新里剣道場	桐生市新里町山上 1107 番地の 3	剣道

に改める。

第 16 条中「第 4 条」を「第 6 条」に、「第 10 条」を「第 12 条」に、「第 12 条、第 13 条及び第 15 条」を「第 14 条、第 15 条及び第 17 条」に改め、同条を第 18 条とする。

第 15 条を第 17 条とする。

第 14 条中「第 12 条」を「第 14 条」に改め、同条を第 16 条とする。

第 13 条第 2 項中「第 4 条」を「第 6 条」に、「第 5 条」を「第 7 条」に、「第 6 条及び第 7 条」を「第 8 条及び第 9 条」に改め、同条を第 15 条とする。

第 12 条中「第 3 条」を「第 5 条」に改め、同条を第 14 条とする。

第 11 条を第 13 条とする。

第 10 条第 1 項本文中「別表」を「別表第 1 から別表第 4 まで」に改め、同条を第 12 条とする。

第 9 条第 3 項中「第 7 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 11 条とする。

第 8 条を第 10 条とし、第 5 条から第 7 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 4 条第 2 項中「申請に基づき」を「申請があった場合は」に改め、同条第 3 項中「桐生市民体育館」を「体育施設」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 条を第 5 条とし、第 2 条の次に次の 2 条を加える。

(休場日)

第 3 条 桐生市体育施設の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- (2) 市長が特に必要と認めたとき。

(使用時間)

第 4 条 桐生市体育施設の開場時間は、別表第 1 から別表第 4 までのとおりとする。

別表を次のように改める。

別表(第 12 条関係)

新里町及び黒保根町以外の体育施設(桐生市民プールを除く体育施設)

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	

			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 19時まで	17時から 21時まで	1時間あたり
桐生市民体育館メインアリーナ(専用使用料)	入場料等を徴収しないスポーツ行事	一般	12,000円	20,000円	-	16,000円	-
		高校生以下	6,000円	10,000円		8,000円	
	入場料等を徴収しないスポーツ行事以外	一般	48,000円	80,000円		64,000円	
		高校生以下	24,000円	40,000円		32,000円	
	入場料等を徴収しないプロスポーツ、営利又は宣伝のための使用		84,000円	140,000円		112,000円	
	入場料等を徴収するスポーツ行事	一般	24,000円	40,000円		32,000円	
		高校生以下	12,000円	20,000円		16,000円	
	入場料等を徴収するスポーツ行事以外	一般	96,000円	160,000円		128,000円	
		高校生以下	48,000円	80,000円		64,000円	
	入場料等を徴収するプロスポーツ、営利又は宣伝のための使用		168,000円	280,000円		224,000円	
桐生市民体育館サブアリーナ(専用使用料)	入場料等を徴収しないスポーツ行事	一般	6,000円	10,000円	-	8,000円	-
		高校生以下	3,000円	5,000円		4,000円	
	入場料等を徴収しないスポーツ行事以外	一般	24,000円	40,000円		32,000円	
		高校生以下	12,000円	20,000円		16,000円	

	入場料等を徴収しないプロスポーツ、営利又は宣伝のための使用		42,000円	70,000円		56,000円	
	入場料等を徴収するスポーツ行事	一般	12,000円	20,000円		16,000円	
		高校生以下	6,000円	10,000円		8,000円	
	入場料等を徴収するスポーツ行事以外	一般	48,000円	80,000円		64,000円	
		高校生以下	24,000円	40,000円		32,000円	
	入場料等を徴収するプロスポーツ、営利又は宣伝のための使用		84,000円	140,000円		112,000円	
桐生市民体育館(部分使用料等)	体操(フロアー1/2以内)	一般					2,000円
		高校生以下					1,000円
	卓球(1台)	一般					200円
		高校生以下					100円
	バドミントン(1面)	一般					400円
		高校生以下					200円
	バスケットボール(1面)	一般	-	-	-	-	2,000円
		高校生以下					1,000円
	バレーボール(1面)	一般					1,330円
		高校生以下					660円
	庭球(1面)	一般					1,330円
		高校生以下					660円
	トレーニング(個人使用)	一般・高校生					200円

	トレーニング (11回券)	一般・ 高校生						2,000円
	会議室							500円
	放送設備							380円
	シャワー		シャワーを使用する場合の使用料は、10分100円とする。					
桐生球場	入場料等を徴収しないもの	一般	3,590円	5,000円	2,130円	2,130円	-	
		高校生以下	1,710円	2,390円	1,020円	1,020円		
	入場料等を徴収するもの	一般	10,650円	14,130円	6,190円	6,190円		
		高校生以下	5,080円	6,740円	2,950円	2,950円		
	プロスポーツ、営利又は宣伝のための使用		68,890円	114,810円	45,920円	45,920円		
	放送設備		-	-	-	-		380円
	電光掲示板		電光掲示板一式を使用する場合の使用料は、1試合1,990円、得点表示使用の場合1試合920円、メッセージ表示使用の場合1時間560円とする。					
桐生球場附属 球場	1面	一般	1,150円	1,930円	-	-	-	
		高校生以下	550円	920円				
陸上競技場 (専用使用料)	入場料等を徴収しないスポーツ行事	一般	3,900円	6,500円	-	-	-	
		高校生以下	1,950円	3,250円				
	入場料等を徴収しないスポーツ行事以外	一般	15,600円	26,000円				
		高校生以下	7,800円	13,000円				
入場料等を徴収しないプロスポーツ、営利又は宣伝のための使用		27,300円	45,500円					

	入場料等を徴収するスポーツ行事	一般	7,800 円	13,000 円			
		高校生以下	3,900 円	6,500 円			
	入場料等を徴収するスポーツ行事以外	一般	31,200 円	52,000 円			
		高校生以下	15,600 円	26,000 円			
入場料等を徴収するプロスポーツ、営利又は宣伝のための使用			54,600 円	91,000 円			
陸上競技場 (個人使用料等)	個人使用		110 円	190 円	-	-	-
	定期使用 (1年間)	一般	4,000 円		-	-	-
		高校生以下	2,000 円				
	放送設備		-	-	-	-	380 円
	競技器具		専用使用の場合は半日 2,500 円、全日 5,000 円とする。				
	シャワー		シャワーを使用する場合の使用料は、10分100円とする。				
元宿、相生、相川庭球コート	専用使用 (1面)	一般	630 円	900 円	-	-	-
		高校生以下	300 円	430 円			
	個人使用		70 円	120 円			
	定期使用 (1年間)	一般	3,840 円				
高校生以下		1,220 円					
相撲道場	専用使用	一般	630 円	900 円	-	-	-
		高校生以下	300 円	430 円			
	個人使用		70 円	120 円			
	定期使用 (1年間)	一般	2,560 円				
高校生以下		1,220 円					

	浴室		浴室を使用する場合の使用料は、1回につき1,270円とする。				
弓道場	専用使用	一般	630円	900円	-	-	-
		高校生以下	300円	430円			
	個人使用		70円	120円			
	定期使用(1年間)	一般	2,560円				
		高校生以下	1,220円				
ユニーユー広場	サッカー・ラグビー兼用競技場(1面)	一般	2,300円	3,840円	-	-	-
		高校生以下	1,100円	1,830円			

備考

- 1 桐生市民体育館及び桐生球場の開場時間は、9時から21時までとする。
- 2 前項に定める体育施設以外の体育施設の開場時間は、9時から17時までとする。
- 3 市民体育館を除く体育施設の照明使用料は、実費の範囲内で別に徴収するものとする。
- 4 定期使用は4月1日から翌年3月31日までとし、1年未満のときも1年とみなす。
- 5 個人使用における使用料は、1人当たりの使用料とする。
- 6 施設を規定時間外に使用するときの使用料は、それぞれ午前の規定使用料とする。
- 7 市民体育館の部分使用について、使用時間が規定時間を超過したときは、その超過した時間1時間ごとに、30分以内は規定使用料の2分の1、30分を超えたときは規定使用料の全額を加算する。
- 8 「市民体育館の部分使用」以外について、使用時間が規定時間を超過したときは、次のとおり使用料を加算する。
 - (1) 超過時間が1時間以内のとき 規定使用料の4分の1
 - (2) 超過時間が2時間以内のとき 規定使用料の4分の2
 - (3) 超過時間が2時間をこえるとき 規定使用料の全額
- 9 行事準備等のため使用する場合は、規定使用料の2分の1の額とする。
- 10 テントを使用する場合の使用料は、1張り半日630円、全日1,270円とする。
- 11 桐生市、太田市、館林市、みどり市、足利市、佐野市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町内に在住、在勤、在学する者(以下「両毛広域

都市圏在住者等」という。)以外の者の使用料は、県内のものについては規定使用料の2分の1を、県外のものについては規定使用料の全額を規定使用料にそれぞれ加算した額とする。

12 使用料の精算額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の3表を加える。

別表第2(第12条関係)

桐生市民プール

区分			使用料			
			午前	午後	夜間	1日
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 20時まで	10時から 17時まで
専用使用	50メートルプール	一般	7,070円	12,060円	7,070円	-
		高校生以下	3,370円	5,760円	3,370円	
	25メートルプール	一般	3,590円	5,640円	3,590円	
		高校生以下	1,710円	2,690円	1,710円	
個人使用	大人	-				380円
	高校生					140円
	小人(中学生以下)					70円
ロッカー			ロッカーを使用する場合の使用料は、1回20円とする。			

備考

- 1 桐生市民プールの開場時間は、9時から20時までとする。
- 2 照明使用料は、実費の範囲内で別に徴収するものとする。
- 3 施設を規定時間外に使用するときの使用料は、それぞれ午前の規定使用料とする。
- 4 使用時間が規定時間を超過した場合は、次のとおり使用料を加算する。
 - (1) 超過時間が1時間以内のとき 規定使用料の4分の1
 - (2) 超過時間が2時間以内のとき 規定使用料の4分の2
 - (3) 超過時間が2時間をこえるとき 規定使用料の全額
- 5 行事準備等のためを使用する場合は、規定使用料の2分の1の額とする。
- 6 使用料の精算額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

別表第3(第12条関係)

新里町の体育施設

区分			使用料		開場時間	
新里社会体育館	体育室（全部）	市内	2時間以内	1,670円	7時から 21時30分 まで	
		市外		4,190円		
	体育室（1区画）	市内		410円		
		市外		1,040円		
	柔道場	市内		410円		
		市外		1,040円		
	全館	市内		2,090円		
		市外		5,230円		
新里弓道場		市内	4時間以内	310円	6時から 21時30分 まで	
		市外		520円		
新里剣道場		市内	2時間以内	310円		
		市外		520円		
新里卓球場		市内	2時間以内	310円		
		市外		520円		
新里総合グラウンド	運動場	市内	3時間以内	無料		6時から 21時30分 まで
		市外		1,670円		
	夜間照明	市内	30分当たり	1,570円		
		市外		3,870円		
新里西グラウンド	運動場	市内	3時間以内	無料		
		市外		1,670円		
	夜間照明	市内	30分当たり	1,040円		
		市外		3,660円		
新里サッカー場	サッカー場	市内	3時間以内	無料		
		市外		1,670円		
	夜間照明	市内	30分当たり	730円		
		市外		1,780円		
新里補助グラウンド	運動場	市内	3時間以内	無料	6時から 19時まで	
		市外		1,670円		
新里赤城運動広場	運動場	市内	3時間以内	無料		
		市外		1,670円		
新里グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ場	市内	3時間以内	無料		
		市外		410円		

新里庭球コート	庭球コート (1面)	市内	2時間以内	410円	8時から 17時まで
		市外		830円	

備考

- 1 使用時間が規定時間を超過した場合は、次のとおり使用料を加算する。
 - (1) 超過時間が1時間以内のとき 規定使用料の4分の1
 - (2) 超過時間が2時間以内のとき 規定使用料の4分の2
 - (3) 超過時間が2時間をこえるとき 規定使用料の全額
- 2 行事準備等のため使用する場合は、規定使用料の2分の1の額とする。
- 3 両毛広域都市圏在住者等については当該使用料の市内扱いとし、それ以外の者については、市外扱いとする。
- 4 使用料の精算額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

別表第4(第12条関係)

黒保根町の体育施設

区分		使用料						
		午前	午前	午後	夜間	夜間	1日	1日
		7時から 12時まで	8時30分 から 12時まで	12時 から 17時 まで	17時 から 21時 30分 まで	19時 から 21時 30分 まで	7時 から 17時 まで	8時30分 から 17時 まで
黒保根社会 体育館	全面	520円	-	520円	520円	310円	1,040円	-
黒保根運動 公園グラウ ンド	1面	-	1,040円	1,040円	-	-	-	2,090円
黒保根庭球 コート	1面	-	1,040円	1,040円	-	-	-	2,090円

備考

- 1 黒保根社会体育館の開場時間は、7時から21時30分までとする。
- 2 黒保根運動公園グラウンド及び黒保根庭球コートの開場時間は、8時30分から17時までとする。
- 3 施設を規定時間外に使用するときの使用料は、それぞれ午前の規定使用料とする。
- 4 使用時間が規定時間を超過した場合は、次のとおり使用料を加算する。
 - (1) 超過時間が1時間以内のとき 規定使用料の4分の1
 - (2) 超過時間が2時間以内のとき 規定使用料の4分の2
 - (3) 超過時間が2時間をこえるとき 規定使用料の全額

- 5 行事準備等のため使用する場合は、規定使用料の2分の1の額とする。
- 6 両毛広域都市圏在住者等以外の者の使用料は、県内のものについては規定使用料の2分の1を、県外のものについては規定使用料の全額を規定使用料にそれぞれ加算した額とする。
- 7 使用料の精算額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 95 号 桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例案

市民体育館及び陸上競技場の整備に伴い、両施設の使用料を見直すとともに、
所要の改正を行おうとするものです。